

会員の不正行為の調査・審理に関する要領

(目的)

第1条

この要領は、倫理委員会規程にもとづき、会員に「日本化学会会員行動規範」(以下「規範」という)に違反する不正行為の疑いが生じた場合の取り扱いについて定める。

(調査・審理の開始)

第2条

会員の行為が「規範」に違反するのではないかとの申し立てがあった場合、倫理委員会は当該申し立てを倫理委員会委員長宛の文書として受付ける。

倫理委員会委員長は、必要に応じて、代表理事、担当理事と相談し、運営会議或いは理事会に諮ることも含め、予備調査の必要性を判断する。

(予備調査)

第3条 予備調査が必要と判断した場合は、倫理委員会委員長は、委員会内に委員長と委員若干名からなる予備調査小委員会(以下「小委員会」という)を設置する。

第4条 小委員会は関係資料を調査し、必要に応じて関係者の意見を聴取する。

第5条 小委員会はその行為が「規範」の違反に相当するか否か、申し立てを正式の調査・審理に進めるべき根拠があるか否かを速やかに判定し、倫理委員会委員長に報告する。また、倫理委員会委員長は、小委員会の結果を会長に報告する。

第6条 小委員会が正式の調査・審理の必要の有無を判断した場合、倫理委員会委員長はその決定を遅滞なく申し立て者に通知する。

(審理)

第7条 正式の調査・審理が必要であると小委員会が判断した場合には、会長は審理委員会を設置する。

第8条 審理委員会は委員長及び委員5名以内で構成する。委員長は倫理委員会の推薦に基づいて会長が指名し、委員は会長と委員長が相談のうえ決定する。審理委員会には倫理委員会の委員1名以上が加わるものとする。委員長及び委員は会長が委嘱する。

第9条 審理委員会の委員長及び委員の任期は、当該の申し立てに関する処置が終了するまでの期間とする。

第10条 審理委員会は、関係資料の調査を行い、また申し立て者、被申し立て者、その証人、及び参考人から事情聴取を行う。

第11条 被申し立て者は、審理委員会において意見を述べることができる。

第12条 審理委員会はこれらに基づき「規範」への違反の有無、責任の所在、その重大さ等について判定し、その結果を速やかに倫理委員会に報告する。

第13条 倫理委員会は審理委員会の報告に基づき審議し、処分の必要の有無を判定する。処分の必要がある場合は、その種類について会長に勧告する。審議において必要があるときは審理委員会委員長に出席を求めることができる。

第14条 会長はこの勧告に基づいた決定を理事会の承認を得て行い、速やかに申し立て者及び被申し立て者に通知する。

(処分)

第15条 処分の種類は、除名、退会勧告、会員資格停止、文書による警告、その他とする。
会員資格停止の内容については別に定める。

(異議申し立て)

第16条 被申し立て者は、決定に対する異議を文書で理由を付し会長に申し出ることができる。

ただし、異議申し立ては通知後15日以内とする。

第17条 異議申し立てがあった場合、会長は必要に応じて再審理委員会を設置する。

第18条 再審理委員会は委員長及び委員5名以内で構成する。委員長及び委員は会長が委嘱する。

第19条 被申し立て者は、再審理委員会において意見を述べることができる。

第20条 再審理委員会は「規範」への違反の有無等について判定し、その結果を速やかに倫理委員会に報告する。

第21条 倫理委員会はその報告に基づき審議し、処分の必要の有無を判定する。処分の必要がある場合は、その種類について会長に勧告する。審議において必要があるときは再審理委員会委員長に出席を求めることができる。

第22条 会長はこの勧告に基づいた最終決定を理事会の承認を得て行い、速やかに申し立て者及び被申し立て者に通知する。

(守秘義務)

第23条 理事会及び各委員会において調査、審理、審議に関わった者は、何人もそこで得た情報を他に漏らしてはならない。

(審理の結果の公開)

第24条 会長は、審理の結果及び処分の内容を踏まえ、適切な形で公開する。

(改廃)

第25条 この要領の改廃は、倫理委員長の発議で、会務部門長が決定する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年1月25日から施行するものとし、これまでの『会員の不正行為の調査・審理に関する細則』は、効力を失うものとする。

(平成28年1月25日 会務部門長 制定)